

奈良県告示第百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県中和土木事務所長から報告があつた。

平成三十年七月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成三十年五月二十二日現在の地番による。）  
桜井市大字外山三二〇番一
- 二 申請者氏名 島崎照章
- 三 申請者住所 桜井市大字外山三六〇番地
- 四 道路の幅員 四・〇メートル
- 五 道路の延長 二九・四三メートル
- 六 指定年月日 平成三十年五月三十日
- 七 指定番号 中土第三〇〇二号